

SETOGIWA TIMES

発行者：行政書士塩見事務所 E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com
 大阪市中央区谷町 2-5-4 702号 Tel: 06-6946-9505

① 離婚をするにはどうすればいいの？

日本ほどかんたんに離婚できる国はありません。

夫婦の合意があれば役所に離婚届を出すだけ。離婚の理由は問われないのです。

かんたんのあまり、財産分与や養育費など離婚の条件を取り決めないまま離婚してしまうことが多く、これがのちのち争いの種になります。

日本が法律を作るときお手本にしたフランスやドイツでは、宗教的背景もあって20世紀後半になるまで離婚は一切認められていませんでした。認められる今も、離婚には（夫婦合意の上の離婚でも）裁判による手続きが必要です。

日本では、夫婦の合意ができないとき、家庭裁判所に調停を申し立てるという方法があります。調停は、裁判ではありませんから、調停担当者は夫婦の



言い分を聴いて合意点を探り、「この条件で離婚してはどうですか？」あるいは「離婚を思いとどまってどうですか？」という調停案を示します。家庭裁判所に申し立てられた離婚調停は、約46%が離婚成立、約4%は離婚を思いとどまっています。

① 調停をするにはどんな手続きをすればいいの？

調停申立てに要する費用は、収入印紙1200円と連絡用切手代約800円、合計2000円程度です。

家庭裁判所が用意している書類（「夫婦関係調停申立書」）に必要事項を書きこみ、夫婦の戸籍謄本1通を添付して提出します。書き方の見本があります。

申立てるのは、相手方が住んでいる所を管轄する家庭裁判所です。（双方の合意があれば、お互いが住んでいる所の中点などの裁判所でも大丈夫です）

調停には強制力がないので、

- 「離婚すること」そのものに合意しない
- 子どもの養育方法（どちらが育てるか）や、面会交流に合意しない
- 養育費・財産分与（年金分割）・慰謝料その他離婚の条件に合意しない

など夫婦が調停案に合意しなければ調停は不成立になります。離婚に合意しているときは、一部に合意がなくても調停を成立させるケースもあります。



* 調停を申し立てたけれども、相手方が調停の席に着かないという場合（不出頭）、調停は不成立となります。

* 調停に出頭しなかった者は5万円以下の過料に処せられます。

（「過料」は行政上の罰金で、軽微な犯罪にかかる「科料」とは別です）

さらに離婚（する・しない）を争う場合は裁判に訴えるしかありません。

i 裁判になるとどうなるの？

夫婦の片方が離婚したいといっても、もう片方が離婚に合意しないときには裁判になります。裁判所が「裁判上の離婚の原因が無い」と判断すれば、離婚は認められません。裁判上の離婚の原因は、

1. 配偶者に不貞な行為があったとき
2. 配偶者から悪意で遺棄されたとき
3. 配偶者の生死が3年以上明らかでないとき
4. 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき
5. その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき、です。

（旧民法には離婚の原因として「配偶者ヨリ同居ニ堪エザル虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ」という項目もありました。）

裁判ともなれば離婚の原因があるのかないのか、夫婦双方がいやでも自分の立場を主張しなければなりません。慰籍料請求がからむと主張は激化します。

ほとんどの場合、弁護士さんに訴訟代理を依頼することになるでしょうから、



依頼された弁護士さんは面子にかけて勝ち負けを争うことになり、当事者である夫婦も離婚の原因をめぐって泥仕合を演じることになります。この争いが将来に向かってのふたりの関係、ふたりの間の子どもの関係に、影響を及ぼすことは言うまでもありません。

ほかにもできます：相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com